

令和5年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

福岡市

報告第 46 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 4 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

令和5年度健全化判断比率報告書

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将来負担比率
比 率	—	—	8.0	66.9
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

令和5年度資金不足比率報告書

(単位：％)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
福岡市モーターボート競走事業会計	—	20.0
福岡市下水道事業会計	—	
福岡市水道事業会計	—	
福岡市工業用水道事業会計	—	
福岡市高速鉄道事業会計	—	
福岡市集落排水事業特別会計	—	
福岡市中央卸売市場特別会計	—	
福岡市港湾整備事業特別会計	—	
福岡市営渡船事業特別会計	—	

令和 5 年 度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監 事 第 62-001 号

令 和 6 年 8 月 23 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎 様

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の実施内容・着眼点	1
第 4	審査の期間	1
第 5	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
(1)	実質赤字比率について	5
(2)	連結実質赤字比率について	6
(3)	実質公債費比率について	8
(4)	将来負担比率について	10
ア	将来負担比率の状況	10
イ	将来負担額	11
ウ	充当可能財源等	11
2	資金不足比率の状況	15
[参考]	算定の基礎となる事項を記載した書類	21

凡 例

- 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」…………… 皆無又は該当数値なし
「0」…………… 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 用語の定義等は、特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和５年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の種類

福岡市監査基準第３条第１項第７号の規定に基づく健全化判断比率等審査

第２ 審査の対象

令和５年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３ 審査の実施内容・着眼点

各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係部局から提出された証書類との照合点検、所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。

- (1) 各比率の算定は、適正に行われているか。
 - ① 比率の算定過程において誤りがないか。
 - ② 適切な算定要素が比率の計算に用いられているか。
- (2) 各比率の算定において、前年度と比較して著しく増減したものはないか。
- (3) 比率の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

第４ 審査の期間

令和６年６月１０日から同年８月６日まで

第５ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記方法により審査した限り、いずれも法令等に準拠して作成され、その結果は、適正であると認められた。

各比率の状況は、次のとおりである。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度と同様に黒字のため、各比率は発生していない。

実質公債費比率は8.0%で、元利償還金の減少等に伴い、前年度と比較して0.4ポイント低下している。

将来負担比率は66.9%で、市債残高の減少等に伴い、前年度と比較して7.4ポイント低下している。

資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないため、比率は発生していない。

1 健全化判断比率の状況

(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は8.0%、将来負担比率は66.9%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

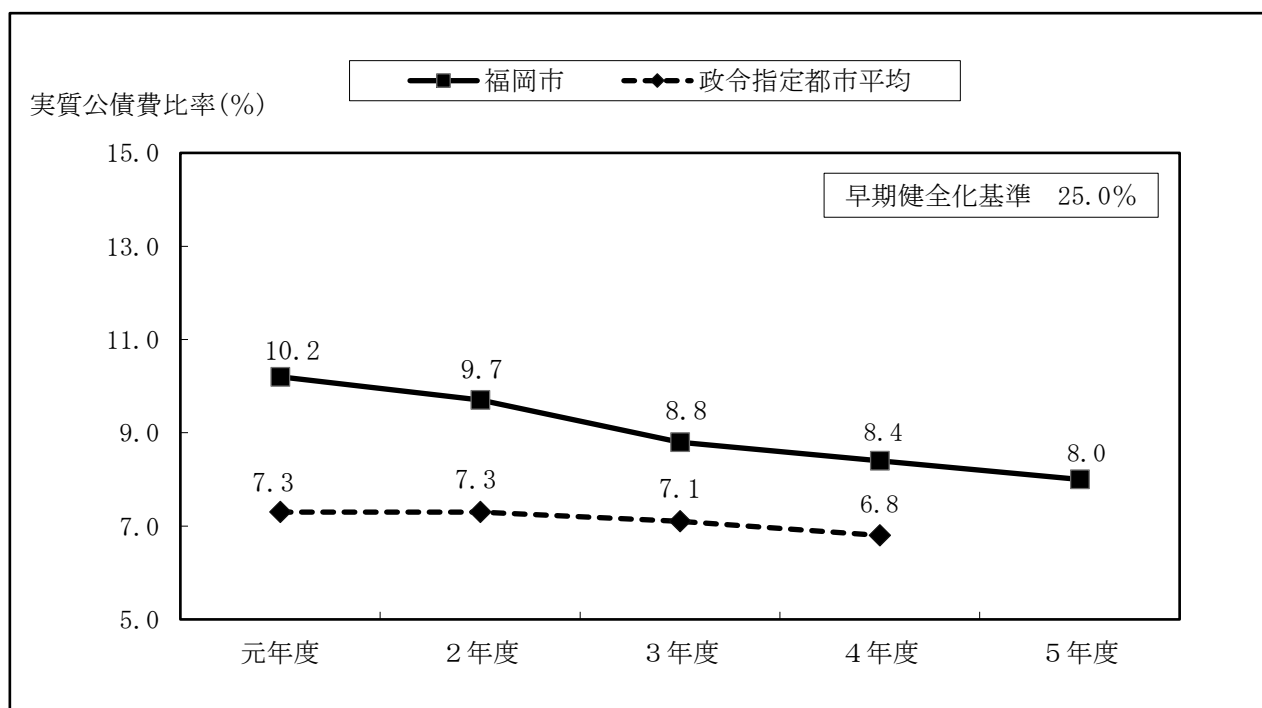
(単位:%)

区 分		実 質 赤 字 比	連 結 実 質 赤 字 比	実 質 公 債 費 率	将 来 負 担 率
比 率	5年度	—	—	8.0	66.9
	4年度	—	—	8.4	74.3
	対前年度増減	—	—	△ 0.4	△ 7.4
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.0	30.0	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

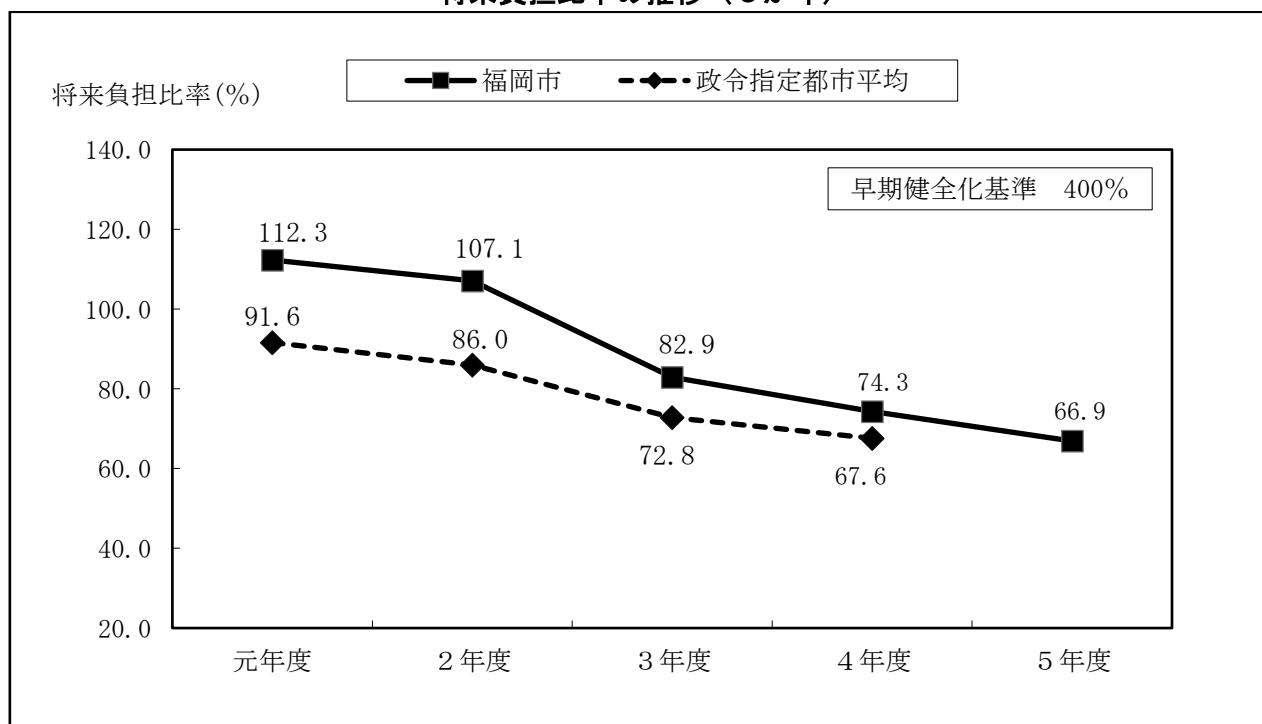
実質公債費比率及び将来負担比率の5か年の推移は次のグラフのとおりである。

実質公債費比率の推移（5か年）



※ 令和4年度決算における実質公債費比率の政令指定都市(20都市)平均は6.8%で、本市は低い方から13番目である。

将来負担比率の推移（5か年）



※ 令和4年度決算における将来負担比率の政令指定都市(20都市)平均は67.6%で、本市は低い方から11番目である。

各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法		福岡市の会計等区分		各指標の適用範囲		
一般会計等	○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計					
公営企業会計	【法適用企業】 ○モーターボート競走事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 【法非適用企業】 ○集落排水事業特別会計 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計					
一部事務組合・広域連合	○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合					
	○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合					
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡コンベンションセンター ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会					

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。

2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。

法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(1) 実質赤字比率について

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

(単位：千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			5年度	4年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,362,362	9,880,356	△ 517,994
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
合 計		9,362,362	9,880,356	△ 517,994	
標 準 財 政 規 模		453,616,210	442,104,112	11,512,098	
実 質 赤 字 比 率(%)		—	—	—	

(2) 連結実質赤字比率について

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\begin{array}{l} \text{(算定式)} \\ \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \end{array}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金不足額・剰余額の合計額

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

（単位：千円）

会 計 名			実 質 収 支 額		
			5年度	4年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,362,362	9,880,356	△ 517,994
	一般会計等に属する 特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市 債 管 理 特 別 会 計	—	—	—
小 計(A)			9,362,362	9,880,356	△ 517,994
の ち の 一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計 以 外	公 営 企 業 に 属 す る 特 別 会 計 以 外	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	173,160	221,308	△ 48,148
		国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	1,400,767	3,419,814	△ 2,019,047
		介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	917,252	1,066,525	△ 149,273
小 計(B)			2,491,179	4,707,647	△ 2,216,468
公 営 企 業 会 計 名			資金不足額・剰余額		
			5年度	4年度	対前年度増減
法 適 用 企 業	事 業 地 造 成 以 外	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 会 計	21,203,899	19,969,226	1,234,673
		下 水 道 事 業 会 計	14,447,202	12,627,529	1,819,673
		水 道 事 業 会 計	15,137,397	12,608,415	2,528,982
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	565,328	593,651	△ 28,323
		高 速 鉄 道 事 業 会 計	—	—	—
法 非 適 用 企 業	事 業 地 造 成 以 外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	—
		中 央 卸 売 市 場 特 別 会 計	—	—	—
		市 営 渡 船 事 業 特 別 会 計	—	—	—
	成 宅 地 造 成	港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	—
小 計(C)			51,353,826	45,798,821	5,555,005
合 計(A+B+C)			63,207,367	60,386,824	2,820,543
標 準 財 政 規 模			453,616,210	442,104,112	11,512,098
連結実質赤字比率(%)			—	—	—

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率について

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

①

B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

②+③+④+⑤+⑥+⑦

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

⑧

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額)

⑨+⑩+⑪

E：標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、8.0%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
5年度	7.89771	8.0		8.8
4年度	8.20933			
3年度	7.89734		8.4	
2年度	9.17780			
元年度	9.58309			

(単位：千円)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	46,486,754	52,383,337	48,439,070
小 計（A）＝①	46,486,754	52,383,337	48,439,070
② 積立不足額を考慮して算定した額	—	—	—
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	45,220,179	44,370,348	43,384,983
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	21,900,561	22,974,272	22,883,079
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	347,374	350,338	356,530
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	3,453,645	3,910,811	4,381,678
⑦ 一時借入金の利子	763	729	9,498
小 計（B）＝②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦	70,922,522	71,606,498	71,015,768
⑧ 特定財源の額	28,524,467	34,457,197	29,711,481
小 計（C）＝⑧	28,524,467	34,457,197	29,711,481
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	18,625,561	19,203,245	19,943,693
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	37,870,413	37,675,802	37,400,194
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	1,113,344	1,121,244	1,379,144
小 計（D）＝⑨＋⑩＋⑪	57,609,318	58,000,291	58,723,031
⑫ 標準税収入額等	392,824,767	376,178,953	351,397,325
⑬ 普通交付税額	45,812,240	42,190,285	50,675,906
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	14,979,203	23,734,874	49,444,565
小 計（E）＝⑫＋⑬＋⑭	453,616,210	442,104,112	451,517,796
分 子 （A＋B）－（C＋D）	31,275,491	31,532,347	31,020,326
分 母 （E）－（D）	396,006,892	384,103,821	392,794,765

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率の状況

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\begin{array}{l} \text{(算定式)} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{C} - \text{D}} \end{array}$$

A：将来負担額 (A)

B：充当可能財源等 (B)

C：標準財政規模 (453,616,210千円)

D：算入公債費等の額 (57,609,318千円)

当年度の将来負担比率は、66.9%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位: %)

5 年度	4 年度	対前年度増減
66.9	74.3	△ 7.4

イ 将来負担額（内訳は12～14ページ）

（単位：千円）

区 分	金 額		
	5年度	4年度	対前年度増減
地 方 債 の 現 在 高	1,367,746,081	1,387,605,598	△ 19,859,517
債務負担行為に基づく支出予定額	27,658,478	30,888,942	△ 3,230,464
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	260,431,616	259,474,968	956,648
組 合 負 担 等 見 込 額	2,149,932	2,487,508	△ 337,576
退 職 手 当 負 担 見 込 額	88,709,074	87,241,384	1,467,690
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額	13,357,761	13,031,149	326,612
地 方 道 路 公 社	—	—	—
地 方 独 立 行 政 法 人	—	—	—
第 三 セ ク タ ー 等	13,357,761	13,031,149	326,612
連 結 実 質 赤 字 額	—	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
計(A)	1,760,052,942	1,780,729,549	△ 20,676,607

ウ 充当可能財源等

（単位：千円）

区 分	金 額		
	5年度	4年度	対前年度増減
充 当 可 能 基 金	403,392,853	378,562,531	24,830,322
充 当 可 能 特 定 歳 入	280,877,703	284,406,464	△ 3,528,761
う ち 都 市 計 画 税	220,808,536	220,785,594	22,942
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	810,666,462	832,371,232	△ 21,704,770
計(B)	1,494,937,018	1,495,340,227	△ 403,209

《 将来負担額の内訳 》

(ア) 地方債の現在高

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
一 般 会 計	1,341,960,906	1,359,105,979	△ 17,145,073
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	3,994,429	4,359,087	△ 364,658
香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	10,992,643	12,817,459	△ 1,824,816
貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計	216,000	72,000	144,000
市立病院機構病院事業債管理特別会計	10,582,103	11,251,073	△ 668,970
合 計	1,367,746,081	1,387,605,598	△ 19,859,517

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
葬 祭 場 再 整 備 事 業 に 伴 う 葬 祭 場 用 建 物 等 の 取 得	423,092	703,772	△ 280,680
香椎副都心土地地区画整理事業	621,202	919,986	△ 298,784
学校給食センター整備運営事業 (第 1 セ ン タ ー)	920,477	1,095,923	△ 175,446
福岡市立東部地域小学校 空 調 整 備 P F I 事 業	102,610	127,334	△ 24,724
福岡市立西部地域小学校 空 調 整 備 P F I 事 業	104,565	129,724	△ 25,159
学校給食センター整備運営事業 (第 2 セ ン タ ー)	1,638,029	1,867,424	△ 229,395
福岡市立東部地域中学校 空 調 整 備 P F I 事 業	71,157	85,089	△ 13,932
福岡市立西部地域中学校 空 調 整 備 P F I 事 業	85,998	102,784	△ 16,786
科 学 館 整 備 運 営 事 業	2,388,437	2,665,198	△ 276,761
総 合 体 育 館 整 備 運 営 事 業	6,521,437	7,148,677	△ 627,240
美 術 館 リ ニ ュ ー ア ル 事 業	3,265,896	3,590,643	△ 324,747
学校給食センター整備運営事業 (第 3 セ ン タ ー)	2,933,552	3,191,689	△ 258,137
第 2 期 展 示 場 等 整 備 事 業	6,580,458	7,106,708	△ 526,250
早良南地域交流センター整備事業	1,419,105	1,523,271	△ 104,166
福岡市立東部地域小・中学校 特別教室空調整備PFI事業	296,659	321,163	△ 24,504
福岡市立西部地域小・中学校 特別教室空調整備PFI事業	285,804	309,557	△ 23,753
合 計	27,658,478	30,888,942	△ 3,230,464

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
モーターボート競走事業会計	—	—	—
下水道事業会計	196,040,177	194,753,091	1,287,086
水道事業会計	1,360,020	1,467,707	△107,687
工業用水道事業会計	—	—	—
高速鉄道事業会計	52,144,139	51,498,126	646,013
集落排水事業特別会計	744,317	952,070	△207,753
中央卸売市場特別会計	9,553,758	10,125,166	△571,408
港湾整備事業特別会計	—	—	—
市営渡船事業特別会計	589,205	678,808	△89,603
後期高齢者医療特別会計	—	—	—
国民健康保険事業特別会計	—	—	—
介護保険事業特別会計	—	—	—
合 計	260,431,616	259,474,968	956,648

(エ) 組合負担等見込額

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	—	—	—
北筑昇華苑組合	—	—	—
福岡都市圏南部環境事業組合	2,149,932	2,487,508	△ 337,576
合 計	2,149,932	2,487,508	△ 337,576

(オ) 退職手当負担見込額

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	88,709,074	87,241,384	1,467,690

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	—	—	—
福岡市立病院機構	—	—	—
福岡市施設整備公社	10,574,568	9,540,417	1,034,151
福岡コンベンションセンター	—	116,315	△ 116,315
福岡県信用保証協会	2,316,611	2,878,807	△ 562,196
福岡市教育振興会	466,582	495,610	△ 29,028
合 計	13,357,761	13,031,149	326,612

2 資金不足比率の状況

(解説)

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

当年度は、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：％)

会 計 名	比 率			経営健全化 基 準
	5 年 度	4 年 度	対前年度増減	
モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
高速鉄道事業会計	—	—	—	
集落排水事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
市営渡船事業特別会計	—	—	—	

各公営企業会計の資金不足比率等の状況

(1) モーターボート競走事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	1,795,803	2,081,625	△ 285,822
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	22,999,702	22,050,851	948,851
資金不足額(A=a+b-c)	△ 21,203,899	△ 19,969,226	△ 1,234,673
事業規模(B)	74,669,133	69,281,133	5,388,000
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△212億389万9千円となり、資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	16,735,730	14,728,049	2,007,681
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	31,182,932	27,355,578	3,827,354
資金不足額(A=a+b-c)	△ 14,447,202	△ 12,627,529	△ 1,819,673
事業規模(B)	43,867,612	39,930,214	3,937,398
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△144億4,720万2千円となり、資金不足は生じていない。

(3) 水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	10,558,086	11,097,092	△ 539,006
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	25,695,483	23,705,507	1,989,976
資金不足額(A=a+b-c)	△ 15,137,397	△ 12,608,415	△ 2,528,982
事業規模(B)	32,379,289	31,720,245	659,044
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△151億3,739万7千円となり、資金不足は生じていない。

(4) 工業用水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	72,322	217,360	△ 145,038
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	637,650	811,011	△ 173,361
資金不足額(A=a+b-c)	△ 565,328	△ 593,651	28,323
事業規模(B)	200,107	207,529	△ 7,422
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△5億6,532万8千円となり、資金不足は生じていない。

(5) 高速鉄道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	14,201,004	17,145,698	△ 2,944,694
算入地方債現在高(b)	12,829,760	13,957,880	△ 1,128,120
流動資産(c) ※控除財源を除く	18,645,359	13,827,589	4,817,770
解消可能資金不足額(d)	64,820,145	53,135,775	11,684,370
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	33,730,262	27,480,718	6,249,544
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、法令の規定により解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足は生じていない。

(6) 集落排水事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
歳出額(a)	442,479	483,341	△ 40,862
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	442,479	483,341	△ 40,862
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	30,435	30,615	△ 180
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(7) 中央卸売市場特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
歳出額(a)	6,726,743	5,986,307	740,436
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	6,726,743	5,986,307	740,436
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	2,396,691	2,480,371	△ 83,680
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(8) 港湾整備事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
歳出額(a)	13,692,568	34,385,309	△ 20,692,741
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	13,986,848	34,484,797	△ 20,497,949
土地収入見込額(d)	1,089,405	3,373,843	△ 2,284,438
地方債残高(e)	52,916,000	51,742,000	1,174,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剰余額(A')を算定する 資金剰余額(A'=a+b-c-d+e) ※A'>0のときA'=0	0	0	0
事業規模(B)	6,519,362	27,562,993	△ 21,043,631
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剰余額の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

(9) 市営渡船事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	5年度	4年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,359,396	1,282,929	76,467
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	1,359,396	1,282,929	76,467
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	340,515	316,230	24,285
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

【参考】 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・ 福岡市歳入歳出決算書
- ・ 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 福岡市実質収支に関する調書
- ・ 福岡市財産に関する調書
- ・ 福岡市基金の運用状況に関する調書
- ・ 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- ・ 地方交付税算定台帳
- ・ 公債台帳
- ・ 地方財政状況調査表



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。